

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
当日は、
（土曜日の翌日）

目次

- ◆告 示 解除予定の保安林（二件）
- 保安林予定森林
- 国有財産の用途廃止

告 示

鳥取県告示第五百六十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡国府町大字石井谷字コケラガ谷四六四の一、四六四の二、字伊平小屋四六五、字仲ノ谷ノ内四六六の一、四六六の二（以上五筆の国有林について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字勝田川頭西平八〇七の一（国有林）、字船上山（国有林）、字勝田川頭東平八〇八の四、大字大父字三ノ谷一〇二五の一（以上三筆一字について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県農林部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百六十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碕町大字大父字美濃海九九七の三、九九七の六、九九七の一
九八、字ヒシヤケ一〇一二、字大山家一〇一三の一、字木地林の一
一〇四五から一〇四七まで、一〇四七の一、一〇四七の二、一〇四八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採できる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐
期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年八月十四日から用途廃止した。

昭和四十八年八月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市徳尾字宮東八六番地先から 同市徳尾字宮東八七番一地先まで		二七四・八六	水路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】